

三田市公共施設マネジメント推進に向けた 基本方針 ～中間見直し版～ (案)

＝ 市民の皆さんのご意見を募集しています ＝

これからの公共施設マネジメントは、公共施設がこれまで果たしてきた役割を正しく評価しつつ、今後も提供していくべきサービスや機能の質と量を、人口規模や財政状況を踏まえつつ、質的向上も含めた最適化を目指していく必要があります。老朽化などの施設自身の課題からの存続廃止の議論だけでなく、機能面(サービスの質と量)の適正化を目指し、多機能化、集約化等を通じて施設総量のコントロールを図っていくことが必要です。

「施設の総量は縮小するが、受け取れるサービスの質は充実する」考え方を基本として、『三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針～中間見直し版～(案)』を策定しましたので、市民の皆さんからのご意見を募集いたします。

1 『三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針～中間見直し版～(案)』の閲覧方法

(1) インターネット

右記の二次元コードの該当ページから閲覧いただくか、市公式ホームページ「ホーム」→「市政情報」→「市政参加」→「意見募集(パブリックコメント)」からも閲覧いただけます。



(2) 閲覧場所

- ・市役所(本庁舎1階ロビー、本庁舎3階公共施設マネジメント推進課)
- ・まちづくり協働センター
- ・各市民センター(さんだ市民センター、フラワータウン市民センター、ウッディタウン市民センター、広野市民センター、藍市民センター、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センター、本庄ふれあいセンター)
- ・総合福祉保健センター

2 ご意見の提出方法

(1) 募集期間

令和7年3月1日(土)から令和7年3月31日(月)到着分まで

(2) 提出方法(下記①または②のいずれかにより提出ください。電話等の口頭による提出はできません。)

① 電子申請フォームからの提出

市公式ホームページの上記該当ページに電子申請フォームのリンクを掲載していますので、そちらのフォームに入力をしてください。

② 意見書(裏面の用紙又は任意様式)による提出

提案者の氏名、住所、連絡先(電話番号等)、意見内容を記入のうえ、下記提出先へ電子メール、郵送、ファクスまたは持参してください。

※持参の場合は、月～金曜日(祝日除く)の9時から17時30分間に提出をお願いいたします。

(3) ご意見の公表

意見の概要を整理し、市の考え方とともに市公式ホームページにて後日公表します。

※個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

ご意見の提出先、お問合せ

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 三田市 公共施設マネジメント推進課

TEL:079-559-5113 FAX:079-559-1254

電子メール:shisetsu_manage@city.sanda.lg.jp

